平成２４年（フ）第５１号
滋賀県長浜市八幡東町84番地１　南川ハイツ106号
破産者　松本建設こと　岩崎　紀子(旧姓松本)
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
兵庫県明石市大久保町江井島528番地の１、営業所兵庫県明石市二見町東二見1067―９
破産者　ダスキンフランチャイズサーブ100小林ことテンオートこと　小林　秀夫
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地３
破産者　長谷川千恵
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８８号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地３、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地１
破産者　長谷川克子
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
高知市鏡今井29番地１
破産者　山岡　重人
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６号
長崎県五島市吉田町2445番地49、住民票上の前住所長崎県長崎市三川町1123番地５　サンヒル三川201号
破産者　淵　　康信
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１０２号
大分県宇佐市大字佐々礼1320番地の１
破産者　飯田　尚樹
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
宮崎市大字鏡洲4119番地34
破産者　持永　　茂
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１００号
広島県福山市駅家町大字中島1144番地12
破産者　松本　　泰
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２６７号
広島県福山市本庄町中１丁目23番14号
破産者　塚本　頼明
１　決定年月日　平成25年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６０号
茨城県日立市諏訪町１丁目21番２号
破産者　エムケーシーこと　川和　　優
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４号
茨城県高萩市大字安良川86番地の１
破産者　伊藤　友勝
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５号
茨城県高萩市大字安良川86番地の１
破産者　伊藤　行子
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６号
茨城県高萩市大字安良川86番地の１
破産者　伊藤　真人
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２８５号
奈良県大和高田市内本町10番47号
破産者　當麻　英之
１　決定年月日　平成25年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１０６号
札幌市中央区宮の森２条15丁目７番15号
破産者　中村美智枝
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
札幌市北区太平３条５丁目３番15号
破産者　高橋　秀明
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９７号
仙台市青葉区国分町３丁目10番30号　永瀬ビル302
破産者　根元　文江
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県鹿嶋市大字角折2223番地１
破産者　篠塚　幸喜
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部